

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T協定)第2条9. 1に基づくものです。

繊維製品品質表示規程の全部改正案について

下記のとおり、繊維製品品質表示規程を全部改正する予定ですので、御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

I 件名

繊維製品品質表示規程の全部改正

II 対象品目

- (1) 糸（その全部又は一部が綿、麻（亜麻及び苧麻に限る。）、毛、絹、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、ナイロン繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ガラス繊維、ポリエチレン系合成繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維、ポリプロピレン系合成繊維であるものに限る。）
- (2) (1) に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用して製造した織物、ニット生地及びレース生地
- (3) (1) に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用して製造した繊維製品及び(2) に掲げる織物、ニット生地又はレース生地を製品の全部又は一部に使用して製造し又は加工した繊維製品であって、次に掲げるもの（電気加熱式のものを除く。）
 - i コート、セーター、シャツ、ズボン、水着、ドレス、ホームドレス、ブラウス、スカート、事務服、作業服、上衣、子供用オーバーオール、ロンパース、下着、寝衣、羽織、着物、靴下、手袋、帯、足袋、帽子（(1) に定める糸を表生地の全部又は一部に使用して製造したものに限る。）
 - ii ハンカチ、マフラー、スカーフ、ショール、風呂敷、エプロン、かつぼう着、ネクタイ、羽織ひも、帯締め
 - iii 床敷物（パイルのあるものに限る。）、毛布、膝掛け、上掛け（タオル製のものに限る。）、布団カバー、敷布、布団、カーテン、テーブル掛け、タオル、手拭い、ベッドスプレッド、毛布カバー、枕カバー

III 趣旨及び目的

- (1) ズボンについて、裏生地の組成繊維を表示事項とする。
- (2) 「帽子（令別表第一号（一）に定める糸を表生地の全部又は一部に使用して製造したものに限る。）」について、「繊維の組成」及び「家庭洗濯等取扱方法」をタグ等の縫い付けにより表示することとする。ただし、タグ等の縫い付けにより製品が壊れるようなもの及び両面帽子につ

- いては、「繊維の組成」及び「家庭洗濯等取扱方法」を表示することとし、縫い付けは義務付けないこととする。
- (3) マフラー、スカーフ及びショールの表示事項に「家庭洗濯等取扱方法」を追加することとする。ただし、タグ等の縫い付けにより製品が壊れるようなものについては、「繊維の組成」及び「家庭洗濯等取扱方法」を表示することとし、縫い付けは義務付けないこととする。
- (4) 毛布について毛羽部分以外を構成する繊維を除外して表示できるとする特例を廃止し、毛羽部分以外の組成表示も行うこととする。
- (5) 組成表示の際に使用すべき繊維の名称として定められている繊維の指定用語について、「植物繊維」、「動物繊維」等の分類を設け、分類のみ判明している繊維については分類名を記載できるようにする。また、二種類以上のポリマーから成る繊維については、「複合繊維」という表示をできるようにする。さらに、「プロミックス繊維」及び「ポリクラール繊維」を表示対象及び指定用語から削除する。

IV 適用予定日
官報に公示する

V 意見提出先
消費者庁表示対策課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階
TEL 03-3507-8800
FAX 03-3507-9295

6 意見提出期限
通報開始日から60日後

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T協定)第2条9. 1に基づくものです。

合成樹脂加工品品質表示規程の全部改正案について

下記のとおり、合成樹脂加工品品質表示規程を全部改正する予定ですので、御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

I 件名

合成樹脂加工品品質表示規程の全部改正

II 対象品目

- (1) ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋（フィルムの厚さが〇・〇五ミリメートル以下で、かつ、個装の単位が百枚未満のものに限る。）
- (2) 食事用、食卓用又は台所用の器具
- (3) 盆
- (4) 水筒
- (5) たらい、籠、バケツ、洗面器、浴室用の器具、湯たんぽ、可搬型便器、便所用の器具(固定式のものを除く。)

III 趣旨及び目的

- (1) 原料樹脂の種類を示す用語に「ポリエチレンテレフタレート」及びその略称である「PET」を追加し、その上位概念である「飽和ポリエステル樹脂」を削除する。
- (2) 熱可塑性エラストマーと合成樹脂を混合した食事用、食卓用又は台所用の器具について、熱可塑性エラストマーを原料として表示するよう義務付ける。
- (3) 耐熱温度試験の開始温度について、50℃を原則としつつ、原料樹脂の種類に応じ各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案して相応の温度を起点としてもよいこととする。
- (4) 食事用、食卓用又は台所用の器具のまな板について、縦、横、厚さの寸法表示の順番を任意とする。ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋（フィルムの厚さが〇・〇五ミリメートル以下で、かつ、個装の単位が百枚未満のものに限る。）及び浴室用の器具の浴槽蓋についても表示に際しどの部分を指すかを分かりやすく示すこととする。

IV 適用予定日

官報に公示する

V 意見提出先

消費者庁表示対策課

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

TEL 03-3507-8800

FAX 03-3507-9295

6 意見提出期限

通報開始日から60日後

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T協定)第2条9. 1に基づくものです。

電気機械器具品質表示規程の全部改正案について

下記のとおり、電気機械器具品質表示規程を全部改正する予定ですので、御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

I 件名

電気機械器具品質表示規程の全部改正

II 対象品目

- (1) 電子レンジ（定格高周波出力が一キロワット以下のものに限る。）
- (2) 電気ロースター
- (3) 電気冷蔵庫（熱電素子を使用しないものに限る。）
- (4) 電気洗濯機（水槽を有するものに限る。）

III 趣旨及び目的

電気冷蔵庫（熱電素子を使用しないものに限る。）、電気洗濯機について、幅，奥行き，高さ等の寸法表示の順番を任意とする。電子レンジ（定格高周波出力が一キロワット以下のものに限る。）及び電気ロースターについても幅，奥行き，高さ等の寸法表示の順番を任意とし，表示に際しどの部分を指すかを分かりやすく示すこととする。

IV 適用予定日

官報に公示する

V 意見提出先

消費者庁表示対策課

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

TEL 03-3507-8800

FAX 03-3507-9295

6 意見提出期限

通報開始日から60日後

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T協定)第2条9. 1に基づくものです。

雑貨工業品品質表示規程の全部改正案について

下記のとおり、雑貨工業品品質表示規程を全部改正する予定ですので、御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

I 件名

雑貨工業品品質表示規程の全部改正

II 対象品目

- (1) ティッシュペーパー及びトイレットペーパー
- (2) 障子紙
- (3) ショッピングカート
- (4) 食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく
- (5) 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具
- (6) 強化ガラスを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具
- (7) 漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具(木製のもの及び合成樹脂製のものに限る。)
- (8) 魔法瓶(中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のもの、内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したもので主として飲用水に用い屋外に携帯するもの及び内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のものに限る。)
- (9) 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、ズボン、ドレス、スカート及び上衣
- (10) 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋
- (11) かばん(牛革、馬革、豚革、羊革又はやぎ革を使用して製造したのものに限る。)
- (12) たんす
- (13) 机及びテーブル
- (14) 椅子、腰掛け及び座椅子
- (15) スプリングマットレス及びウレタンフォームマットレス(ウレタンフォームの部分の最大の厚さが五十ミリメートル以上のものに限る。)

III 趣旨及び目的

- (1) 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台

- 所用の器具について、「使用材料」及び「耐熱温度」等を表示することとする。
- (2) 強化ガラス製器具の取扱い上の注意に、「耐熱ガラスではない」旨を表示することとする。
 - (3) 表示事項名について、他の品目との整合性を鑑み、漆器類の「使用上の注意」と革又は合成皮革製の手袋、かばんの「手入れ方法及び保存方法」を「取扱い上の注意」に変更する。
 - (4) 魔法瓶について、ステンレス製卓上用魔法瓶を新たに対象とする。また、使用実態を鑑み、保温効力の表示時間のうち 24 時間蓋を開けずに放置するという方法を削除し、ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものについては保冷効力を表示事項として追加する。
 - (5) 革又は合成皮革製の衣料及び手袋の材料の種類について、人工皮革であっても「合成皮革」と表示してもよいこととする。
 - (6) たんす、机及びテーブル、椅子、腰掛け及び座椅子の取扱い上の注意に関し、「本体から容易に離れない方法で」表示するとのただし書を削除することとする。
 - (7) たんす、机及びテーブル、椅子、腰掛け及び座椅子の材料の種類を示す用語について、繊維板に替えて「MDF」と表示できるようにする。
 - (8) たんす、机及びテーブル、椅子、腰掛け及び座椅子、スプリングマットレス、ウレタンフォームマットレスの寸法の表示単位はミリメートルとされているが、センチメートルでもよいこととする。
 - (9) 机及びテーブル、椅子、腰掛け及び座椅子の取扱い上の注意について、事業者の判断で明らかに該当しないものは省略できることとする。
 - (10) スプリングマットレスについて、コイルスプリングの形状、数及び材料の種類を表示を削除する。
 - (11) ウレタンフォームマットレスの硬さの試験方法、区分及び表示方法を変更する。
 - (12) ショッピングカート、たんす、机及びテーブル、椅子・腰掛け及び座椅子、スプリングマットレス、ウレタンフォームマットレスの寸法について、表示の順番を任意とした上で、表示に際しどの部分を指すかを分かりやすく示すこととする。ティシュペーパー及びトイレットペーパー、障子紙、食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはくについて、表示に際しどの部分を指すかを分かりやすく示すこととする。スプリングマットレスの詰物の材料について、表示の順番を任意とする。

IV 適用予定日

官報に公示する

V 意見提出先

消費者庁表示対策課

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 7 階

TEL 03-3507-8800

FAX 03-3507-9295

6 意見提出期限

通報開始日から 60 日後